

法 令 名	不動産特定共同事業法
根 拠 条 項	第 3 4 条第 1 項
処 分 の 概 要	不動産特定共同事業者に対する指示
法 令 の 定 め	<p>主務大臣又は都道府県知事は、その第 3 条第 1 項の許可を受けた不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はこの法律の規定に違反したときは、当該不動産特定共同事業者に対し、必要な指示をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務に関し、事業参加者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれが大であるとき。 2 業務に関し、その公正を害する行為をしたとき、又はその公正を害するおそれが大であるとき。 3 業務に関し他の法令に違反し、不動産特定共同事業者として不適當であると認められるとき。
処 分 基 準	<p>設定しない</p> <p>(設定しない理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分実績がないため
処 分 担 当 課	建設部住宅局建築指導課 (電話番号：011-204-5575)
問 い 合 わ せ 先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号：011-204-5575)
備 考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki.juntou.htm)

法令名	不動産特定共同事業法
根拠条項	第 3 4 条第 2 項
処分の概要	不動産特定共同事業者に対する指示
法令の定め	都道府県知事は、主務大臣又は他の都道府県知事の第 3 条第 1 項の許可を受けた不動産特定共同事業者で当該都道府県の区域内において業務を行うものが、当該都道府県の区域内における業務に関し、前項各号のいずれかに該当するとき、又はこの法律の規定に違反したときは、当該不動産特定共同事業者に対し、必要な指示をすることができる。
処分基準	設定しない (設定しない理由) ・ 処分実績がないため
処分担当課	建設部住宅局建築指導課 (電話番号 : 011-204-5575)
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号 : 011-204-5575)
備考	(公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

法 令 名	不動産特定共同事業法
根 拠 条 項	第 3 5 条第 1 項
処 分 の 概 要	不動産特定共同事業者の業務停止命令
法 令 の 定 め	<p>主務大臣又は都道府県知事は、その第 3 条第 1 項の許可を受けた不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該不動産特定共同事業者に対し、1 年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前条第 1 項各号のいずれかに該当するとき。 2 第 8 条第 1 項、第 9 条、第 1 0 条、第 1 5 条、第 1 6 条第 1 項、第 1 7 条、第 1 8 条第 2 項若しくは第 3 項、第 1 9 条から第 2 1 条まで、第 2 2 条から第 2 3 条まで、第 2 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 2 5 条第 1 項若しくは第 2 項、第 2 6 条の 2 から第 2 7 条まで、第 2 8 条第 1 項から第 3 項まで、第 2 9 条、第 3 0 条、第 3 1 条第 1 項、第 3 1 条の 2、第 3 2 条若しくは第 3 7 条第 1 項後段（同条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 2 1 条の 2 において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第 3 9 条第 1 項若しくは第 4 0 条の規定に違反したとき。 3 前条第 1 項又は第 2 項の規定による指示に従わないとき。 4 この法律の規定に基づく主務大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。 5 不動産特定共同事業に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。 6 役員又は政令で定める使用人のうちに、業務の停止をしようとするとき以前五年以内に不動産特定共同事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至ったとき。
処 分 基 準	<p>設定しない</p> <p>(設定しない理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分実績がないため
処 分 担 当 課	建設部住宅局建築指導課 (電話番号 : 011-204-5575)
問 い 合 わ せ 先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号 : 011-204-5575)
備 考	(公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

法 令 名	不動産特定共同事業法
根 拠 条 項	第 3 5 条第 2 項
処 分 の 概 要	不動産特定共同事業者の業務停止命令
法 令 の 定 め	都道府県知事は、主務大臣又は他の都道府県知事の第 3 条第 1 項の許可を受けた不動産特定共同事業者で当該都道府県の区域内において業務を行うものが、当該都道府県の区域内における業務に関し、前項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当するときは、当該不動産特定共同事業者に対し、1 年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
処 分 基 準	設定しない (設定しない理由) ・処分実績がないため
処 分 担 当 課	建設部住宅局建築指導課 (電話番号 : 011-204-5575)
問 い 合 わ せ 先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号 : 011-204-5575)
備 考	(公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsakijuntou.htm)

法 令 名	不動産特定共同事業法
根 拠 条 項	第 3 6 条
処 分 の 概 要	不動産特定共同事業者の許可の取消し
法 令 の 定 め	<p>主務大臣又は都道府県知事は、その第 3 条第 1 項の許可を受けた不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該不動産特定共同事業者に対し、同項の許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 6 条第 2 号、第 3 号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第 5 号、第 6 号又は第 9 号から第 1 2 号までのいずれかに該当するに至ったとき。 2 第 7 条第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合しなくなったとき。 3 不正の手段により第 3 条第 1 項の許可を受けたとき。 4 第 4 条第 1 項の規定により付された条件に違反したとき。 5 前条第 1 項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反したとき。
処 分 基 準	<p>設定しない</p> <p>(設定しない理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分実績がないため
処 分 担 当 課	建設部住宅局建築指導課 (電話番号：011-204-5575)
問 い 合 わ せ 先	建建設部住宅局建築指導課 (電話番号：011-204-5575)
備 考	(公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki juntou.htm)

法令名	不動産特定共同事業法
根拠条項	第 3 7 条第 1 項
処分の概要	業務管理者の解任命令
法令の定め	主務大臣又は都道府県知事は、その第 3 条第 1 項の許可を受けた不動産特定共同事業者に係る業務管理者がその業務に関し不正又は著しく不当な行為をしたときは、当該不動産特定共同事業者に対し、その解任を命ずることができる。この場合において、当該不動産特定共同事業者は、その命令を受けた日から 1 年以内においてその命令をした主務大臣又は都道府県知事が定める期間内は、その命令に係る者を業務管理者として選任してはならない。
処分基準	設定しない (設定しない理由) ・処分実績がないため
処分担当課	建設部住宅局建築指導課 (電話番号 : 011-204-5575)
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号 : 011-204-5575)
備考	(公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 4 年 6 月 1 6 日作成)

法令名	不動産特定共同事業法
根拠条項	第 3 7 条第 2 項
処分の概要	業務管理者の解任命令
法令の定め	都道府県知事は、主務大臣又は他の都道府県知事の第 3 条第 1 項の許可を受けた不動産特定共同事業者に係る業務管理者が当該都道府県の区域内において前項に規定する行為をしたときは、当該不動産特定共同事業者に対し、その解任を命ずることができる。
処分基準	設定しない (設定しない理由) ・処分実績がないため
処分担当課	建設部住宅局建築指導課 (電話番号 : 011-204-5575)
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号 : 011-204-5575)
備考	(公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

法 令 名	不動産特定共同事業法
根 拠 条 項	第 5 1 条第 1 項
処 分 の 概 要	小規模不動産特定共同事業者に対する指示
法 令 の 定 め	<p>主務大臣又は都道府県知事は、その第 4 1 条第 1 項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はこの法律の規定に違反したときは、当該小規模不動産特定共同事業者に対し、必要な指示をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none">1 業務に関し、事業参加者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれが大であるとき。2 業務に関し、その公正を害する行為をしたとき、又はその公正を害するおそれが大であるとき。3 業務に関し他の法令に違反し、小規模不動産特定共同事業者として不適当であると認められるとき。
処 分 基 準	<p>設定しない</p> <p>(設定しない理由)</p> <ul style="list-style-type: none">・処分実績がないため
処 分 担 当 課	建設部住宅局建築指導課 (電話番号：011-204-5575)
問 い 合 わ せ 先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号：011-204-5575)
備 考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

法 令 名	不動産特定共同事業法
根 拠 条 項	第 5 1 条第 2 項
処 分 の 概 要	小規模不動産特定共同事業者に対する指示
法 令 の 定 め	都道府県知事は、主務大臣又は他の都道府県知事の第 4 1 条第 1 項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者で当該都道府県の区域内において業務を行うものが、当該都道府県の区域内における業務に関し、前項各号のいずれかに該当するとき、又はこの法律の規定に違反したときは、当該小規模不動産特定共同事業者に対し、必要な指示をすることができる。
処 分 基 準	設定しない (設定しない理由) ・処分実績がないため
処 分 担 当 課	建設部住宅局建築指導課 (電話番号：011-204-5575)
問 い 合 わ せ 先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号：011-204-5575)
備 考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

法 令 名	不動産特定共同事業法
根 拠 条 項	第 5 2 条第 1 項
処 分 の 概 要	小規模不動産特定共同事業者の業務停止命令
法 令 の 定 め	<p>主務大臣又は都道府県知事は、その第四 4 1 条第 1 項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該小規模不動産特定共同事業者に対し、1 年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前条第 1 項各号のいずれかに該当するとき。 2 第 4 6 条第 1 項若しくは第 2 項、第 4 7 条第 1 項、第 5 0 条第 1 項、同条第 2 項において準用する第 1 5 条、第 1 6 条第 1 項、第 1 7 条、第 1 8 条第 2 項若しくは第 3 項、第 1 9 条から第 2 1 条まで、第 2 2 条、第 2 2 条の 2 第 1 項、第 2 3 条第 1 項、第 2 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 2 5 条第 1 項若しくは第 2 項、第 2 6 条の 2 から第 2 7 条まで、第 2 8 条第 1 項から第 3 項まで、第 2 9 条、第 3 0 条、第 3 1 条第 1 項若しくは第 3 1 条の 2 若しくは準用金融商品取引法第 3 9 条第 1 項若しくは第 4 0 条、第 5 4 条第 1 項後段（同条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 5 7 条において準用する第 3 2 条の規定に違反したとき。 3 前条第 1 項又は第 2 項の規定による指示に従わないとき。 4 この法律の規定に基づく主務大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。 5 不動産特定共同事業に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。 6 役員又は政令で定める使用人のうちに、業務の停止をしようとするとき以前 5 年以内に不動産特定共同事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至ったとき。
処 分 基 準	<p>設定しない</p> <p>(設定しない理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分実績がないため
処 分 担 当 課	建設部住宅局建築指導課 (電話番号 : 011-204-5575)
問 い 合 わ せ 先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号 : 011-204-5575)
備 考	(公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 4 年 6 月 1 6 日作成)

法令名	不動産特定共同事業法
根拠条項	第 5 2 条第 2 項
処分の概要	小規模不動産特定共同事業者の業務停止命令
法令の定め	都道府県知事は、主務大臣又は他の都道府県知事の第 4 1 条第 1 項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者で当該都道府県の区域内において業務を行うものが、当該都道府県の区域内における業務に関し、前項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当するときは、当該小規模不動産特定共同事業者に対し、1 年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
処分基準	設定しない (設定しない理由) ・処分実績がないため
処分担当課	建設部住宅局建築指導課 (電話番号 : 011-204-5575)
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号 : 011-204-5575)
備考	(公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki juntou.htm)

法令名	不動産特定共同事業法
根拠条項	第 5 3 条
処分の概要	小規模不動産特定共同事業者の登録の取消し
法令の定め	<p>主務大臣又は都道府県知事は、その第 4 1 条第 1 項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該小規模不動産特定共同事業者の同項の登録を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none">1 第 6 条第 2 号から第 4 号まで又は第 9 号から第 1 1 号までのいずれかに該当するに至ったとき。2 第 4 4 条第 2 号又は第 3 号のいずれかに該当するに至ったとき。3 不正の手段により第 4 1 条第 1 項の登録を受けたとき。4 前条第 1 項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反したとき。
処分基準	<p>設定しない</p> <p>(設定しない理由)</p> <ul style="list-style-type: none">・処分実績がないため
処分担当課	建設部住宅局建築指導課 (電話番号 : 011-204-5575)
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号 : 011-204-5575)
備考	(公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki.juntou.htm)

法 令 名	不動産特定共同事業法
根 拠 条 項	第 5 4 条第 1 項
処 分 の 概 要	業務管理者の解任命令
法 令 の 定 め	主務大臣又は都道府県知事は、その第 4 1 条第 1 項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者に係る業務管理者（第 5 0 条第 2 項において準用する第 1 7 条第 1 項の規定により置かれた者をいう。以下この条において同じ。）がその業務に関し不正又は著しく不当な行為をしたときは、当該小規模不動産特定共同事業者に対し、その解任を命ずることができる。この場合において、当該小規模不動産特定共同事業者は、その命令を受けた日から 1 年以内においてその命令をした主務大臣又は都道府県知事が定める期間内は、その命令に係る者を業務管理者として選任してはならない。
処 分 基 準	設定しない (設定しない理由) ・処分実績がないため
処 分 担 当 課	建設部住宅局建築指導課 (電話番号：011-204-5575)
問 い 合 わ せ 先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号：011-204-5575)
備 考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 4 年 6 月 1 6 日作成)

法 令 名	不動産特定共同事業法
根 拠 条 項	第 5 4 条第 2 項
処 分 の 概 要	業務管理者の解任命令
法 令 の 定 め	都道府県知事は、主務大臣又は他の都道府県知事の第 4 1 条第 1 項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者に係る業務管理者が当該都道府県の区域内において前項に規定する行為をしたときは、当該小規模不動産特定共同事業者に対し、その解任を命ずることができる。
処 分 基 準	設定しない (設定しない理由) ・処分実績がないため
処 分 担 当 課	建設部住宅局建築指導課 (電話番号 : 011-204-5575)
問 い 合 わ せ 先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号 : 011-204-5575)
備 考	(公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki.juntou.htm)